

松戸市との「家庭系一般廃棄物の処理に関する協定」の締結について

松戸市では、市内に2施設あるごみ焼却施設のうちの1施設である「松戸市クリーンセンター」(松戸市高柳)の建替工事に伴い、市内ごみ処理能力が不足することから、令和2年4月より、新工場の完成予定である令和12年3月までの間、松戸市内から発生する家庭系一般廃棄物(燃やせるごみ)の一部を、近隣自治体等に処理委託する計画としております。

本市は、平成28年5月に、松戸市からごみ処理委託に係る協議申入れを受け、自治体間の相互支援の観点から、本市清掃行政に支障のない範囲でごみを受入れる方向で協議を進めてまいりました。

この度、松戸市との協議が整いましたことから、下記のとおり協定を締結いたしましたので、ご報告いたします。

記

1. 件 名

家庭系一般廃棄物の処理に関する協定締結(令和元年7月22日付け)

2. 協定の概要

協定期間 令和2年4月1日から令和12年3月31日

(協定期間中における現市川市クリーンセンターが稼働している間に限り受入)

費用負担 本市における処理原価を基準として、松戸市が負担

委託契約 協定期間中の受入れる年度毎に業務委託契約を締結